藤沢市法律援助補助金交付要綱

制定 平成23年 4月 1日 改正 平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、法による紛争の解決を図るにあたり神奈川県弁護士会が行う総合法律 支援事業の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号) 及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 支援法 総合法律支援法をいう。
 - (2) 法テラス 日本司法支援センターをいう。

(補助の対象事業等)

第3条 この補助金は神奈川県弁護士会が、資力の少ない要援助者への総合法律支援事業として支援法に定められた法テラスにおける支援の及ばない刑事被疑者弁護費用、少年保護付添援助、子どもに対する法律援助を行うにあたり交付するもので、算定基準は申請年度の1月1日における藤沢市の人口1人あたりに対し0.3を乗じた金額以内とし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請手続)

- 第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市法律援助補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 法律援助事業計画説明書
 - (2) 収支予算書(第2号様式)
 - (3) 神奈川県弁護士会法律援助事業に関する会規

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、 交付の可否を決定し、藤沢市法律援助補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当 該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、完了にあっては、事業完了届(第4 号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第7条 第5条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市法律援助事業計画変更承認申請書 (第5号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市法律援助事業計画変更承認通知書(第6号様式)により通知する。(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付時期は、藤沢市法律援助補助金交付決定書が交付されてから30 日以内とする。

(事業実績報告書の提出)

- 第9条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、60日以内に藤沢 市法律援助事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな ければならない。
 - (1) 当該事業の成果を記載した書類
 - (2) 収支決算書(第8号様式)

(備付帳簿)

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、 5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市法律援助補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。